

第 4 回

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会  
提 出 案 件

日 時 平成15年11月5日 午前10時  
場 所 シャインプラザ平安閣秋田  
2階万葉の間



## 目 次

議案第21号	財産の取扱いに関する件	1
議案第22号	姉妹都市等交流事業の取扱いに関する件	3
議案第23号	広報、広聴事業の取扱いに関する件	5
議案第24号	男女共生事業の取扱いに関する件	7
議案第25号	交通安全事業の取扱いに関する件	9
議案第26号	国民健康保険事業の取扱いに関する件	11



議案第21号

財産の取扱いに関する件

財産の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

合併時の河辺町および雄和町の財産および債務は、すべて秋田市に引き継ぐものとする。

ただし、財産区については、別途協議し取扱い方針を決定する。

平成15年11月5日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久



議案第22号

姉妹都市等交流事業の取扱いに関する件

姉妹都市等交流事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

姉妹都市等交流事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

ただし、米国ミネソタ州セント・クラウド市については、新市においても交流を継続する。

平成15年11月5日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久





議案第23号

広報、広聴事業の取扱いに関する件

広報、広聴事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めらる。

広報、広聴事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

平成15年11月5日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久



議案第24号

男女共生事業の取扱いに関する件

男女共生事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

男女共生事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

平成15年11月5日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久



議案第25号

交通安全事業の取扱いに関する件

交通安全事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

交通安全事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

平成15年11月5日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久



議案第26号

国民健康保険事業の取扱いに関する件

国民健康保険事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を  
求める。

国民健康保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、1市2町において税率等および葬祭費の給付額の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 国民健康保険税の賦課については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例による。
- 2 葬祭費の給付額については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例による。

平成15年11月5日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐 竹 敬 久